

墨田区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第4号

墨田区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区印鑑条例施行規則（昭和50年墨田区規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中

印鑑登録証明書交付申請書	第5号様式
印鑑登録証明書	第6号様式

を

「

印鑑登録証明書	第5号様式
---------	-------

に改め、同条に次の1

」

項を加える。

2 印鑑登録証明書交付申請書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 印鑑登録番号
- (2) 印鑑登録者の氏名、生年月日及び住所
- (3) 必要枚数
- (4) 代理人が申請をする場合は、代理人の氏名及び住所

第10条第2号中「1年」を「3年」に改める。

第5号様式を削り、第6号様式を第5号様式とする。

付 則

- 1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第10条第2号の規定は、この規則の施行の日以後に受理された文書について適用し、同日前に受理された文書については、なお従前の例による。